

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものです。

2. 基本的な考え方

今回の国省令の改正内容について、インクルーシブ保育の促進や業務の継続性及び子どもの安全確保等の観点から市内の実情をふまえ検討した結果、国省令の改正内容に特段の支障がなく、変更や新たな設定、独自基準は不要と判断しました。

つきましては、国省令の改正内容どおり、市条例で必要な改正を行うこととしました。

3. 改正概要

改正概要	市条例	国省令
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準		
家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	第11条 第1項	第10条 第1項
衛生管理等		
家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	第15条 第2項	第14条 第2項